

近畿各府県の最低賃金額

(時間額・下段は発効年月日)

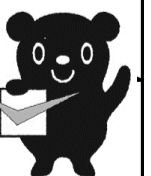
	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県
問い合わせ先(各府県賃金課(室))	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654
ホームページアドレス (平成30年4月1日からURLが変更になっています)	https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/
地域別(府県)最低賃金	992円 令和3年10月1日	937円 令和3年10月1日	928円 令和3年10月1日	866円 令和3年10月1日	859円 令和3年10月1日	896円 令和3年10月1日
特 定 最 低 賃 金	塗料製造業	1,000円 令和3年12月1日		995円 令和3年12月1日		
	鉄鋼業	996円 令和4年1月22日		992円 令和3年12月1日	977円 令和3年12月30日	
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993円 令和3年12月1日				
	はん用、生産用、業務用 機械器具製造業	997円 令和3年12月1日	京都府最低賃金が適用されています	960円 令和3年12月1日	905円 令和3年12月29日	953円 令和3年12月30日
	暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業					
	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		京都府最低賃金が適用されています			
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業			931円 令和3年12月1日		
	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業					
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	994円 令和3年12月1日	957円 令和4年1月26日	930円 令和3年12月1日	891円 令和3年12月29日	939円 令和3年12月30日
	情報通信機械器具製造業					
	輸送用機械器具製造業		968円 令和4年1月26日	1,002円 令和3年12月1日		
	自動車・同附属品製造業	998円 令和3年12月1日				957円 令和3年12月30日
	繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています		
	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業					滋賀県最低賃金が適用されています
	木材・木製品・家具・装備品製造業				時間額は奈良県最低賃金が適用されています	
	印刷業		京都府最低賃金が適用されています			
	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業					942円 令和3年12月30日
	自動車小売業	993円 令和3年12月1日		930円 令和3年12月1日	892円 令和3年12月29日	
自動車(新車)小売業		939円 令和4年1月26日				
各種商品小売業 (百貨店、総合スーパーを含む)		938円 令和4年1月26日	兵庫県最低賃金が適用されています		滋賀県最低賃金が適用されています	
百貨店、総合スーパー					869円 令和3年12月30日	

最低賃金に関する特設サイト

<https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



注： 特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

— 詳しくは、該当府県の労働局賃金課(室)にお問い合わせください —



